



ひとり親カフェ

*時間は、いずれも13時30分から15時30分
*講師からのお話の後、交流会を行います。



日にち	内容・講師	申し込み締切日
第1回 令和5年 9月9日(土)	子育てを通して心を軽くする方法 NPO法人 日本ウーマンプロジェクト 理事長 毛利理恵氏	8月30日(水)
第2回 令和5年 10月21日(土)	シングルマザー 心のケア講座 公認心理師・シングルマザーや女性を応援する任意団体 「女性の社会生活活動部 フルード」代表 木村真佐枝氏	10月11日(水)

*ひとりで子育てや仕事などしているひとり親さん同士の交流の場です。離婚を考えてみえる方の参加も可能です。

巡回相談

児童扶養手当の現況届提出時期に合わせ、相談員が各地域の市役所・町村役場にて、お悩みやご相談などお話をお聞きします。

岐阜圏域	各務原市	8月3日(木)	12:00~16:00	本庁1階 ④窓口前
	瑞穂市	8月14日(月)	12:00~16:00	瑞穂市役所3階 相談室
	本巣市	8月15日(火)	12:00~16:00	本巣市役所 真正分庁舎
	岐南町	8月4日(金)	9:30~12:30	庁舎1階 相談室
	笠松町	8月23日(水)	9:30~12:30	笠松町役場2階 第1会議室
	北方町	8月21日(月)	12:00~16:00	北方町役場2階 第1会議室
西濃圏域	大垣市	8月1日(火)	12:00~16:00	子育て支援課内相談室
	養老町	8月7日(月)	12:00~16:00	役場3階 第4会議室
	神戸町	8月8日(火)	9:30~12:30	神戸町役場 本庁舎1階 相談室
	揖斐川町	8月2日(水)	9:30~12:30	揖斐川町役場 本庁1階 第1会議室
	大野町	8月3日(木)	9:30~12:30	大野町役場子育て支援課
中濃圏域	関市	8月9日(水)	9:30~12:30	関市役所1階 市民ホール
	美濃市	8月8日(火)	12:00~16:00	子ども家庭課(相談室)
	美濃加茂市	8月10日(木)	12:00~16:00	生涯学習センター203号室
	可児市	8月28日(月)	12:00~16:00	可児市役所 福祉支援課
	郡上市	8月29日(火)	12:00~16:00	郡上市役所本庁1階 市民相談室
東濃圏域	多治見市	8月25日(金)	12:00~16:00	駅北庁舎1階 相談室1-1
	瑞浪市	8月18日(金)	12:00~16:00	保健センター1階 相談室1
	恵那市	8月1日(火)	12:00~16:00	恵那市役所西庁舎1階 相談室2
	高山市	8月7日(月)	12:00~16:00	高山市役所3階 302
飛騨圏域	飛騨市	8月24日(木)	11:00~13:30	ハートピア古川2階 母子福祉室

就業支援講習会のご案内

受付は、4月末に終了しましたが、パソコン講座等一部の講座についてはこれからの申し込みが可能です。詳しくは、センターにお問い合わせください。

- 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、他にも
- ・就業相談・養育費等相談
- ・弁護士による無料法律相談
- ・ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談
- ・親子交流(面会交流)支援等を行っています。

スーツ等貸出し事業(岐阜市在住の方)

就職試験の面接等就職に関して必要なスーツ等無料貸出しをしています。

- ・女性用スーツ7号~19号
- ・女性用ジャケット
- ・男性用スーツ標準タイプ
- ・男性用ジャケット



その他の支援

仕事・キャリアアップ・資格取得を応援します

自立支援教育訓練給付金事業

お問い合わせ先 / 福祉事務所

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合、一定の割合で給付されます。

- ★受講開始前に申請(講座の指定)が必要
- ★対象者: 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある方
一般教育訓練または特定一般教育訓練もしくは専門実践教育訓練等を修了した方
- ★支給額: 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格者でない方
受講に要した経費の60%(支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)
- 専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない方
受講に要した経費の60%(支給上限160万円、1万2千円を超えない場合は支給無し)
- 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有している方
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は支給無し)



高等職業訓練促進給付金等事業

お問い合わせ先 / 福祉事務所

看護師や介護福祉士、言語聴覚士などの資格取得を目的に、修業(原則通学)する場合に給付されます。

- ★修業開始前に相談が必要(受講開始後でも申請は可能ですが、支給期間が短くなる場合があります)
- ★対象者: 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある方
養成機関で1年以上修業し、対象資格の取得が見込まれる方(令和3~5年度においては6ヶ月以上の訓練も対象)
- ★支給額: 非課税世帯 月額100,000円(修業最終年次は月額140,000円)
課税世帯 月額70,500円(修業最終年次は月額110,500円)
- ★支給期間: 修業期間の全期間(上限4年)

高等職業訓練促進資金貸付制度

お問い合わせ先 / 福祉事務所

入学準備金・就職準備金・住宅支援資金を貸し付けます。

- *入学準備金・就職準備金
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給決定後、6か月以内に申請
 - ・貸付額: 入学準備金50万円(上限) 就職準備金20万円(上限)
 - *住宅支援資金
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた後、申請
 - ・貸付額: 入居している住宅の家賃の実費 月額4万円(上限)
- その他詳細(利子、返済免除要件等)についてはご相談ください。



生活に必要な資金を応援します!

母子父子寡婦福祉資金貸付金

お問い合わせ先 / 福祉事務所

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金を貸し付けます。

- 子どもが大学進学を希望しているのに、お金が必要だ → 修学資金、就学支度資金
- 専門学校に入学して、資格を取得したい → 技能習得資金
- 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している → 生活資金
- 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越す予定がある → 転宅資金

上記のほか、様々な状況に応じた資金を貸し付けています。また、貸し付け条件は資金により異なります。